

令和 8 年度介護職員等 処遇改善加算について

令和8年度介護職員等処遇改善加算について

厚生労働省より、令和8年度介護職員等処遇改善加算の算定について、以下の措置を講ずる予定との発表がありました。

正式な発表は令和8年3月中旬を予定しているとのことです。

①処遇改善加算の対象を「介護職員のみ」→「介護従事者」に拡大する。

②生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乘せの加算区分を設ける。

③訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等に処遇改善加算を新設する。

令和8年3月4日付け、厚生労働省老健局老人保健課 事務連絡 別添より

令和8年度介護職員等処遇改善加算について

□加算項目の変更

加算Ⅰと加算Ⅱについて、それぞれ「イ」と「ロ」に分かれます。

8年度5月まで

〔
・加算Ⅰ
・加算Ⅱ
〕

8年度6月以降

〔
・加算Ⅰイ ・加算Ⅰロ
・加算Ⅱイ ・加算Ⅱロ
〕

（新たに処遇改善加算の対象となるサービス（先ほどのスライドの③のサービス）については、加算Ⅰ、加算Ⅱ等の加算項目はありません）

令和8年度介護職員等処遇改善加算について

□「イ」と「ロ」の違い

- ・ 従来の加算Ⅰ、加算Ⅱに相当するものは「イ」。
- ・ 「ロ」は従来の加算Ⅰ、Ⅱの要件に加え、特例要件を満たした場合に算定可能。

令和8年度介護職員等処遇改善加算について

□特例要件の内容

●以下のア～ウのいずれかを満たすこと。

ア ケアプランデータ連携システムに加入＋実績報告（訪問、通所サービス等）

イ 生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡの取得＋実績報告（施設サービス等）

ウ 社会福祉連携推進法人に所属していること

※アとイの加入や取得は加算の申請時点では、誓約することで算定可能です。

令和8年度介護職員等処遇改善加算について

□ケアプランデータ連携システムとは

居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所とのケアプランのやりとりをオンラインで完結できるシステムです。

このシステムは、将来的に介護情報基盤との統合も予定されており、厚生労働省から、増々、導入を促進されています。

導入や利用に係る費用について、厚生労働省ではフリーパスキャンペーンも実施しています。詳しくは下記のサイトをご覧ください。

●ケアプランデータ連携システム ヘルプデスクサポートサイト

<https://www.careplan-renkei-support.jp>

令和8年度介護職員等処遇改善加算について

□社会福祉連携推進法人とは

令和4年4月から施行された制度で、社会福祉法人等が社員となり、福祉サービス事業者間の連携・協働を図るための取組等を行う新たな法人制度です。

詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

●社会福祉連携推進法人制度（厚生労働省ページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20378.html

令和8年度介護職員等処遇改善加算について

□計画書の提出について

現在、様式は厚生労働省のホームページ（「介護職員の処遇改善」のページ）に掲載されていませんが、3月中旬頃を目途に正式に発出する旨の情報がありました。

厚生労働省から正式に様式の提示がありましたら、様式を市のホームページに貼り付けますのでご利用ください。

計画書の提出期限は、4月15日（水）です。

（※）令和8年6月以降に加算を申請する場合の提出期限は、6月15日（月）です。

令和8年度介護職員等処遇改善加算について

□おわりに

介護職員等処遇改善加算については、厚生労働省ホームページ「介護職員の処遇改善」で専用ページが用意されています。

様式や記載方法等説明動画も掲載されていますので作成の参考にしてください。

また、1年後には実績報告書の提出が必要です。この様式等も同ページに掲載されていますので手続きをお願いします。